

入札説明書

令和8年度環境省国民公園等で使用する 電気の調達

[全省庁共通電子調達システム対応]

環 境 省

はじめに

本令和8年度環境省国民公園等で使用する電気の調達の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の関係法令及び環境省入札心得（別紙）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 寺井 仁史

2. 競争入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量 令和8年度環境省国民公園等で使用する電気の調達 一式

(2) 特質等 別添2の仕様書による。

(3) 使用期間 自 令和8年4月1日 0:00
至 令和9年3月31日 24:00

(4) 需要場所 別添2の仕様書による。

(5) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

ア. 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）、使用電力量に対する単価（電力量料金単価）及び燃料費等調整単価を根拠とし、あらかじめ当省が別途提示する月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とすること。なお、燃料費等調整費については、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算定緒言に準じる、もしくは受注者が独自に定める公開された算定諸元により、市場価格と燃料価格が2024年度と同様であると仮定した場合の単価で算出すること。

イ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

※ 入札書に記載する金額の算定に当たっては、力率割引又は割増及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

(6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 環境省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 令和07・08・09年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、開札時までに「A」、「B」又は「C」級に格付されている者であること。
- (5) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に關し、入札説明書において示す入札適合条件を満たすこと。
- (7) (4)以外の等級に格付けされている者であって、「技術力ある中小企業者等の入札参加機会拡大について（平成12年10月10日）政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定」の要件を充たす者であること。
具体的には以下ア～オのいずれかを充たす者であること。
ア. 本公告と同等以上の仕様の役務の提供等をした実績等を証明できる者
イ. 資格審査の統一基準における統一付与数値合計に以下の技術力評価の数値を加算した場合に、本公告における等級に相当する数値となる者

| 項目 | 区分 | 加算数値 |
|---|-------|------|
| 特許保有件数 (本公告に係る役務の提供等に関する特許) | 3件以上 | 15 |
| | 2件 | 10 |
| | 1件 | 5 |
| 技術士資格保有者数 (本公告に係る役務の提供等に携わる従業員) | 9人以上 | 15 |
| | 7～8人 | 12 |
| | 5～6人 | 9 |
| | 3～4人 | 6 |
| | 1～2人 | 3 |
| 技能認定者数（特級、1級、単一等級） (本公告に係る役務の提供等に携わる従業員) | 11人以上 | 6 |
| | 9～10人 | 5 |
| | 7～8人 | 4 |
| | 5～6人 | 3 |
| | 3～4人 | 2 |
| | 1～2人 | 1 |

注1. 特許には、海外で取得した特許を含む。

- 2. 技術士には技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち、文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。
- ウ. 中小企業技術革新制度（S B I R）の特定補助金等の交付先中小企業者等であり、本公告に係る役務の提供等の分野における技術力を証明できる者
- エ. 株式会社産業革新投資機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、本公告に係る役務の提供等の分野における技術力を証明できる者
- オ. グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-S t a r t u p）に選定された事業者であり、本公告に係る役務の提供等の分野における技術力を証明できる者
- (8) 環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

(9) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

4. 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

〒867-0008 熊本県水俣市浜4058-18
国立水俣病総合研究センター総務課
電話0966-63-3111

(2) 入札説明会の日時及び場所

開催しない。

5. 入札に関する質問の受付

(1) この入札説明書、添付資料等に関する質問がある場合は、次に従い環境省入札心得に定める様式5による書面を提出すること。

ア. 提出期限 令和8年1月22日（木）12時まで

（持参の場合は、12時から13時を除く）

イ. 提出場所 4. (1) の場所

ウ. 提出方法 持参、又は電子メール (KSUI_KEIRI@env.go.jp) により提出すること。

なお、電子メールで提出した場合には、国立水俣病総合研究センターに提出した旨を連絡すること。

(2) (1)の質問に対する回答は、令和8年1月26日（月）までにメールにより行う。

6. 入札者の義務等

この入札に参加を希望する者は、別添3に掲げる書類の提出にあわせて、環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写し、燃料費等調整額の算定緒言、3.

(7) に該当する者は環境省所管契約事務取扱要領に記載しているそれに必要な書類を次に従い提出すること。なお、電子入札をする予定の者は、7. (2) ア. に留意すること。

(1) 提出期限

令和8年1月28日（水）12時まで

（持参の場合は、12時から13時を除く）

(2) 書面による提出の場合

ア. 提出方法 持参又は郵送によって提出すること。

ただし、郵送する場合には、書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。

イ. 提出場所 4. (1) の場所

ウ. 部数 1部（提出書類を綴じ込んだ一式）

(3) 電子による提出の場合

ア. 提出方法 電子ファイル（PDF形式）により、電子メール*1で送信、

DVD-ROM等に保存して持参又は郵送*2、又は電子調達システム上*3で提出すること。電子メールで提出した場合には、環境省

からの受信連絡メールを必ず確認すること。

* 1 電子メール 1 通のデータ上限は 7 MB (必要に応じ分割すること)

* 2 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

* 3 電子調達システムのデータ上限は 10 MB

イ. 提出場所 電子メールの場合 : KSUI_KEIRI@env.go.jp

DVD-R 等の持参又は郵送の場合 : 4. (1) の場所

電子調達システムの場合 : 電子調達システム上

(4) 審査結果通知は、令和 8 年 1 月 30 日 (金) までに通知する。

7. 競争執行の日時、場所等

(1) 入札書の提出期限及び提出場所

期限 令和 8 年 2 月 2 日 (月) 14 時 00 分

場所 4. (1) の場所

(2) 入札書の提出方法

ア. 電子調達システムによる入札の場合

7. (1) の日時までに同システムにより入札を行うものとする。

電子調達システムにより入札をする予定の者については、同システムにより、環境省競争参加資格 (全省庁統一資格) 審査結果通知書を PDF 化し、証明書として令和 8 年 1 月 28 日 (水) 12 時までに提出すること。

イ. 書面による入札の場合

環境省入札心得に定める様式 2 による電子入札案件の紙入札方式での参加についての書面を令和 8 年 1 月 28 日 (水) 12 時までに 4. (1) の場所へ持参又は電子メール (KSUI_KEIRI@env.go.jp) により提出すること。

入札に当たっては、環境省入札心得に定める様式 1 による入札書及び環境省競争参加資格 (全省庁統一資格) 審査結果通知書の写しを 7. (1) の日時及び場所に持参すること。入札書を電話、FAX、郵送等により提出することは認めない。

なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

(4) 開札の日時及び場所

日時 令和 8 年 2 月 2 日 (月) 14 時 00 分

場所 国立水俣病総合研究センター内会議室

熊本県水俣市浜 4058-18

8. 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した入札者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

9. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

10. 人権尊重の取組について

本調達に係る入札希望者及び契約者は、『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日 ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

11. その他

(1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格について、開札場において発表するとともに、政府電子調達システム(GEPS)ホームページで公表するものとする。

(2) 契約締結日

契約締結日は令和8年4月1日とする。

(3) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先

政府電子調達システム(GEPS)ホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>
ヘルプデスク 0570-000-683（ナビダイヤル）受付時間 平日9時00分～17時30分

(4) 本調達は、令和8年度予算に係る調達であることから、予算の成立以前においては、落札予定者の決定となり、予算の成立等をもって落札者とすることとする。

また、契約締結日までに令和8年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は、予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になつた場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

◎ 添付資料

- ・別紙1 環境省入札心得
- ・別添1 契約書（案）
- ・別添2 仕様書
- ・別添3 競争参加資格確認関係書類
- ・別添4 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

環 境 省 入 札 心 得 (物品役務 最低価格落札方式)

1. 趣旨

環境省の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものその他、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札を行う場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札を行うこと」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官国立水俣病総合研究センター総務課長殿と記載）及び「令和8年2月2日開札〔令和8年度環境省国民公園等で使用する電気の調達〕の入札書在中」と朱書きして、入札日時までに提出すること。
- (3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札を行うこと。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札の情報が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

7. 代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状及び環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写しを持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

8. 代理人等の制限

入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

9. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人等を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

10. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

11. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うことができる。
- (2) 電子調達システムにより入札を行った場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

12. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

14. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

様式 1

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

住 所

会 社 名

代表者役職・
氏 名

(復) 代理人

注) 代理人又は復代理人が入札書を持参して入札する場合に、(復) 代理人の記名押印が必要。

下記のとおり入札します。

記

1. 入札件名 : 令和8年度環境省国民公園等で使用する電気の調達
2. 入札金額 : 金 円
(需要場所【A】から【G】における当省が提示する予定使用電力量
に従って計算した総価の合計額(税抜))
3. 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴省の指示のとおりとする。
4. 誓約事項 : 暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

| |
|------------|
| 担当者等連絡先 |
| 部 署 名 : |
| 責 任 者 名 : |
| 担 当 者 名 : |
| T E L : |
| F A X : |
| E - mail : |

内訳書

〔需要場所〕 【A】 皇居外苑で使用する電気の調達

(1) 楠公

| 年 月 | (1) 基本料金 | | |
|-------------------|-----------------|-------------------|-----------------------|
| | 単価(a) (円/kW) | 予定契約電力(b) (kW) | 金額 (a) × (b) × 12月 |
| 令和8年4月 ～令和9年3月 | | | 380 |

| 年 月 | (2) 電力量料金 | | |
|---------|------------------|---------------------|-----------------|
| | 単価(a) (円/kWh) | 予定使用電力量(b) (kWh) | 金額 (a) × (b) |
| 令和8年4月 | | 124,000 | |
| 令和8年5月 | | 116,000 | |
| 令和8年6月 | | 130,000 | |
| 令和8年7月 | | 133,000 | |
| 令和8年8月 | | 119,000 | |
| 令和8年9月 | | 134,000 | |
| 令和8年10月 | | 120,000 | |
| 令和8年11月 | | 126,000 | |
| 令和8年12月 | | 93,000 | |
| 令和9年1月 | | 96,000 | |
| 令和9年2月 | | 77,000 | |
| 令和9年3月 | | 79,000 | |

| 年 月 | (3) 燃料費等調整額 | | |
|---------|------------------|---------------------|-----------------|
| | 単価(a) (円/kWh) | 予定使用電力量(b) (kWh) | 金額 (a) × (b) |
| 令和8年4月 | | 124,000 | |
| 令和8年5月 | | 116,000 | |
| 令和8年6月 | | 130,000 | |
| 令和8年7月 | | 133,000 | |
| 令和8年8月 | | 119,000 | |
| 令和8年9月 | | 134,000 | |
| 令和8年10月 | | 120,000 | |
| 令和8年11月 | | 126,000 | |
| 令和8年12月 | | 93,000 | |
| 令和9年1月 | | 96,000 | |
| 令和9年2月 | | 77,000 | |
| 令和9年3月 | | 79,000 | |
| 合 計 | | | |

(2) 和田倉

| 年 月 | (1) 基本料金 | | |
|-------------------|-----------------|-------------------|-----------------------|
| | 単価(a) (円/kW) | 予定契約電力(b) (kW) | 金額 (a) × (b) × 12月 |
| 令和8年4月 ～令和9年3月 | | | 125 |

② 電力量料金

| 年 月 | 単価(a) (円/kWh) | 予定使用電力量(b) (kWh) | 金額 (a) × (b) |
|---------|------------------|---------------------|-----------------|
| 令和8年4月 | | 40,000 | |
| 令和8年5月 | | 36,000 | |
| 令和8年6月 | | 34,000 | |
| 令和8年7月 | | 38,000 | |
| 令和8年8月 | | 38,000 | |
| 令和8年9月 | | 37,000 | |
| 令和8年10月 | | 36,000 | |
| 令和8年11月 | | 33,000 | |
| 令和8年12月 | | 35,000 | |
| 令和9年1月 | | 35,000 | |
| 令和9年2月 | | 38,000 | |
| 令和9年3月 | | 25,000 | |

| 年 月 | ③燃料費等調整額 | | |
|---------|------------------|---------------------|-----------------|
| | 単価(a) (円/kWh) | 予定使用電力量(b) (kWh) | 金額 (a) × (b) |
| 令和8年4月 | | 40,000 | |
| 令和8年5月 | | 36,000 | |
| 令和8年6月 | | 34,000 | |
| 令和8年7月 | | 38,000 | |
| 令和8年8月 | | 38,000 | |
| 令和8年9月 | | 37,000 | |
| 令和8年10月 | | 36,000 | |
| 令和8年11月 | | 33,000 | |
| 令和8年12月 | | 35,000 | |
| 令和9年1月 | | 35,000 | |
| 令和9年2月 | | 38,000 | |
| 令和9年3月 | | 25,000 | |
| 合 計 | | | |

(3) 北の丸

| 年 月 | ①基本料金 | | |
|-------------------|-----------------|-------------------|-----------------------|
| | 単価(a) (円/kW) | 予定契約電力(b) (kW) | 金額 (a) × (b) × 12月 |
| 令和8年4月 ～令和9年3月 | | 54 | |

| 年 月 | ②電力量料金 | | |
|---------|------------------|---------------------|-----------------|
| | 単価(a) (円/kWh) | 予定使用電力量(b) (kWh) | 金額 (a) × (b) |
| 令和8年4月 | | 23,000 | |
| 令和8年5月 | | 14,000 | |
| 令和8年6月 | | 17,000 | |
| 令和8年7月 | | 19,000 | |
| 令和8年8月 | | 18,000 | |
| 令和8年9月 | | 16,000 | |
| 令和8年10月 | | 16,000 | |
| 令和8年11月 | | 16,000 | |
| 令和8年12月 | | 18,000 | |
| 令和9年1月 | | 17,000 | |
| 令和9年2月 | | 17,000 | |
| 令和9年3月 | | 7,000 | |

| 年 月 | ③燃料費等調整額 | | |
|--------|------------------|---------------------|-----------------|
| | 単価(a) (円/kWh) | 予定使用電力量(b) (kWh) | 金額 (a) × (b) |
| 令和8年4月 | | 23,000 | |
| 令和8年5月 | | 14,000 | |
| 令和8年6月 | | 17,000 | |

| | | | |
|---------|--|--------|--|
| 令和8年7月 | | 19,000 | |
| 令和8年8月 | | 18,000 | |
| 令和8年9月 | | 16,000 | |
| 令和8年10月 | | 16,000 | |
| 令和8年11月 | | 16,000 | |
| 令和8年12月 | | 18,000 | |
| 令和9年1月 | | 17,000 | |
| 令和9年2月 | | 17,000 | |
| 令和9年3月 | | 7,000 | |
| 合 計 | | | |

(4) 皇居前（御親臨台）

| 年 月 | ①基本料金 | | |
|-------------------|-----------------|-------------------|-----------------------|
| | 単価(a) (円/kW) | 予定契約電力(b) (kW) | 金額 (a) × (b) × 12月 |
| 令和8年4月 ～令和9年3月 | | 22 | |

| 年 月 | ②電力量料金 | | |
|---------|------------------|---------------------|-----------------|
| | 単価(a) (円/kWh) | 予定使用電力量(b) (kWh) | 金額 (a) × (b) |
| 令和8年4月 | | 6,000 | |
| 令和8年5月 | | 5,000 | |
| 令和8年6月 | | 5,000 | |
| 令和8年7月 | | 5,000 | |
| 令和8年8月 | | 6,000 | |
| 令和8年9月 | | 5,000 | |
| 令和8年10月 | | 6,000 | |
| 令和8年11月 | | 6,000 | |
| 令和8年12月 | | 7,000 | |
| 令和9年1月 | | 7,000 | |
| 令和9年2月 | | 6,000 | |
| 令和9年3月 | | 4,000 | |

| 年 月 | ③燃料費等調整額 | | |
|---------|------------------|---------------------|-----------------|
| | 単価(a) (円/kWh) | 予定使用電力量(b) (kWh) | 金額 (a) × (b) |
| 令和8年4月 | | 6,000 | |
| 令和8年5月 | | 5,000 | |
| 令和8年6月 | | 5,000 | |
| 令和8年7月 | | 5,000 | |
| 令和8年8月 | | 6,000 | |
| 令和8年9月 | | 5,000 | |
| 令和8年10月 | | 6,000 | |
| 令和8年11月 | | 6,000 | |
| 令和8年12月 | | 7,000 | |
| 令和9年1月 | | 7,000 | |
| 令和9年2月 | | 6,000 | |
| 令和9年3月 | | 4,000 | |
| 合 計 | | | |

(5) 桜田濠分水設備

| 年 月 | (1)基本料金 | | |
|-------------------|-----------------|-------------------|-----------------------|
| | 単価(a) (円/kW) | 予定契約電力(b) (kW) | 金額 (a) × (b) × 12月 |
| 令和8年4月 ～令和9年3月 | | 43 | |

| 年 月 | (2)電力量料金 | | |
|---------|------------------|---------------------|-----------------|
| | 単価(a) (円/kWh) | 予定使用電力量(b) (kWh) | 金額 (a) × (b) |
| 令和8年4月 | | 18,000 | |
| 令和8年5月 | | 18,000 | |
| 令和8年6月 | | 16,000 | |
| 令和8年7月 | | 18,000 | |
| 令和8年8月 | | 15,000 | |
| 令和8年9月 | | 18,000 | |
| 令和8年10月 | | 16,000 | |
| 令和8年11月 | | 17,000 | |
| 令和8年12月 | | 11,000 | |
| 令和9年1月 | | 6,000 | |
| 令和9年2月 | | 5,000 | |
| 令和9年3月 | | 12,000 | |

| 年 月 | (3)燃料費等調整額 | | |
|---------|------------------|---------------------|-----------------|
| | 単価(a) (円/kWh) | 予定使用電力量(b) (kWh) | 金額 (a) × (b) |
| 令和8年4月 | | 18,000 | |
| 令和8年5月 | | 18,000 | |
| 令和8年6月 | | 16,000 | |
| 令和8年7月 | | 18,000 | |
| 令和8年8月 | | 15,000 | |
| 令和8年9月 | | 18,000 | |
| 令和8年10月 | | 16,000 | |
| 令和8年11月 | | 17,000 | |
| 令和8年12月 | | 11,000 | |
| 令和9年1月 | | 6,000 | |
| 令和9年2月 | | 5,000 | |
| 令和9年3月 | | 12,000 | |
| 合 計 | | | |

・必要な場合は、契約プランの内容に応じて項目を追加等すること。

【A】皇居外苑で使用する電気の調達に係る総価 ((1)～(5)の①+②+③の総計)

¥

内訳書

〔需要場所〕 【B】環境調査研修所で使用する電気の調達

| 年 月 | ①基本料金 | | |
|-------------------|-----------------|-------------------|-----------------------|
| | 単価(a) (円/kW) | 予定契約電力(b) (kW) | 金額 (a) × (b) × 12月 |
| 令和8年4月 ～令和9年3月 | | 180 | |

| 年 月 | ②電力量料金 | | |
|---------|------------------|---------------------|-----------------|
| | 単価(a) (円/kWh) | 予定使用電力量(b) (kWh) | 金額 (a) × (b) |
| 令和8年4月 | | 41,000 | |
| 令和8年5月 | | 39,000 | |
| 令和8年6月 | | 45,000 | |
| 令和8年7月 | | 52,000 | |
| 令和8年8月 | | 53,000 | |
| 令和8年9月 | | 48,000 | |
| 令和8年10月 | | 47,000 | |
| 令和8年11月 | | 57,000 | |
| 令和8年12月 | | 48,000 | |
| 令和9年1月 | | 45,000 | |
| 令和9年2月 | | 47,000 | |
| 令和9年3月 | | 45,000 | |

| 年 月 | ③燃料費等調整額 | | |
|---------|------------------|---------------------|-----------------|
| | 単価(a) (円/kWh) | 予定使用電力量(b) (kWh) | 金額 (a) × (b) |
| 令和8年4月 | | 41,000 | |
| 令和8年5月 | | 39,000 | |
| 令和8年6月 | | 45,000 | |
| 令和8年7月 | | 52,000 | |
| 令和8年8月 | | 53,000 | |
| 令和8年9月 | | 48,000 | |
| 令和8年10月 | | 47,000 | |

| | | | |
|---------|--|--------|--|
| 令和8年11月 | | 57,000 | |
| 令和8年12月 | | 48,000 | |
| 令和9年1月 | | 45,000 | |
| 令和9年2月 | | 47,000 | |
| 令和9年3月 | | 45,000 | |
| 合 計 | | | |

- ・必要な場合は、契約プランの内容に応じて項目を追加等すること。

【B】環境調査研修所で使用する電気の調達に係る総価 (①+②+③)

¥

内訳書

〔需要場所〕 【C】生物多様性センターで使用する電気の調達

| 年 月 | ①基本料金 | | |
|-------------------|-----------------|-------------------|-----------------------|
| | 単価(a) (円/kW) | 予定契約電力(b) (kW) | 金額 (a) × (b) × 12月 |
| 令和8年4月 ～令和9年3月 | | 183 | |

| 年 月 | ②電力量料金 | | |
|---------|------------------|---------------------|-----------------|
| | 単価(a) (円/kWh) | 予定使用電力量(b) (kWh) | 金額 (a) × (b) |
| 令和8年4月 | | 21,000 | |
| 令和8年5月 | | 18,000 | |
| 令和8年6月 | | 14,000 | |
| 令和8年7月 | | 27,000 | |
| 令和8年8月 | | 31,000 | |
| 令和8年9月 | | 20,000 | |
| 令和8年10月 | | 15,000 | |
| 令和8年11月 | | 23,000 | |
| 令和8年12月 | | 29,000 | |
| 令和9年1月 | | 33,000 | |
| 令和9年2月 | | 30,000 | |
| 令和9年3月 | | 29,000 | |

| 年 月 | ③燃料費等調整額 | | |
|---------|------------------|---------------------|-----------------|
| | 単価(a) (円/kWh) | 予定使用電力量(b) (kWh) | 金額 (a) × (b) |
| 令和8年4月 | | 21,000 | |
| 令和8年5月 | | 18,000 | |
| 令和8年6月 | | 14,000 | |
| 令和8年7月 | | 27,000 | |
| 令和8年8月 | | 31,000 | |
| 令和8年9月 | | 20,000 | |
| 令和8年10月 | | 15,000 | |

| | | | |
|---------|--|--------|--|
| 令和8年11月 | | 23,000 | |
| 令和8年12月 | | 29,000 | |
| 令和9年1月 | | 33,000 | |
| 令和9年2月 | | 30,000 | |
| 令和9年3月 | | 29,000 | |
| 合 計 | | | |

- ・必要な場合は、契約プランの内容に応じて項目を追加等すること。

【C】生物多様性センターで使用する電気の調達に係る総価（①+②+③）

¥

内訳書

〔需要場所〕 【D】京都御苑で使用する電気の調達

| 年 月 | ①基本料金 | | |
|-------------------|-----------------|-------------------|-----------------------|
| | 単価(a) (円/kW) | 予定契約電力(b) (kW) | 金額 (a) × (b) × 12月 |
| 令和8年4月 ～令和9年3月 | | 154 | |

| 年 月 | ②電力量料金 | | |
|---------|------------------|---------------------|-----------------|
| | 単価(a) (円/kWh) | 予定使用電力量(b) (kWh) | 金額 (a) × (b) |
| 令和8年4月 | | 32,000 | |
| 令和8年5月 | | 34,000 | |
| 令和8年6月 | | 38,000 | |
| 令和8年7月 | | 47,000 | |
| 令和8年8月 | | 49,000 | |
| 令和8年9月 | | 44,000 | |
| 令和8年10月 | | 37,000 | |
| 令和8年11月 | | 37,000 | |
| 令和8年12月 | | 39,000 | |
| 令和9年1月 | | 42,000 | |
| 令和9年2月 | | 39,000 | |
| 令和9年3月 | | 40,000 | |

| 年 月 | ③燃料費等調整額 | | |
|---------|------------------|---------------------|-----------------|
| | 単価(a) (円/kWh) | 予定使用電力量(b) (kWh) | 金額 (a) × (b) |
| 令和8年4月 | | 32,000 | |
| 令和8年5月 | | 34,000 | |
| 令和8年6月 | | 38,000 | |
| 令和8年7月 | | 47,000 | |
| 令和8年8月 | | 49,000 | |
| 令和8年9月 | | 44,000 | |
| 令和8年10月 | | 37,000 | |

| | | | |
|---------|--|--------|--|
| 令和8年11月 | | 37,000 | |
| 令和8年12月 | | 39,000 | |
| 令和9年1月 | | 42,000 | |
| 令和9年2月 | | 39,000 | |
| 令和9年3月 | | 40,000 | |
| 合 計 | | | |

- ・必要な場合は、契約プランの内容に応じて項目を追加等すること。

| | |
|--------------------------------|-------|
| 【D】京都御苑で使用する電気の調達に係る総価 (①+②+③) | |
| ¥ | _____ |

内訳書

〔需要場所〕 【E】 国立水俣病総合研究センターで使用する電気の調達

| 年 月 | ①基本料金 | | |
|-------------------|-----------------|-------------------|-----------------------|
| | 単価(a) (円/kW) | 予定契約電力(b) (kW) | 金額 (a) × (b) × 12月 |
| 令和8年4月 ～令和9年3月 | | 371 | |

| 年 月 | ②電力量料金 | | |
|---------|------------------|---------------------|-----------------|
| | 単価(a) (円/kWh) | 予定使用電力量(b) (kWh) | 金額 (a) × (b) |
| 令和8年4月 | | 107,000 | |
| 令和8年5月 | | 110,000 | |
| 令和8年6月 | | 114,000 | |
| 令和8年7月 | | 152,000 | |
| 令和8年8月 | | 157,000 | |
| 令和8年9月 | | 141,000 | |
| 令和8年10月 | | 115,000 | |
| 令和8年11月 | | 117,000 | |
| 令和8年12月 | | 143,000 | |
| 令和9年1月 | | 146,000 | |
| 令和9年2月 | | 130,000 | |
| 令和9年3月 | | 133,000 | |

| 年 月 | ③燃料費等調整額 | | |
|---------|------------------|---------------------|-----------------|
| | 単価(a) (円/kWh) | 予定使用電力量(b) (kWh) | 金額 (a) × (b) |
| 令和8年4月 | | 107,000 | |
| 令和8年5月 | | 110,000 | |
| 令和8年6月 | | 114,000 | |
| 令和8年7月 | | 152,000 | |
| 令和8年8月 | | 157,000 | |
| 令和8年9月 | | 141,000 | |
| 令和8年10月 | | 115,000 | |

| | | | |
|---------|--|---------|--|
| 令和8年11月 | | 117,000 | |
| 令和8年12月 | | 143,000 | |
| 令和9年1月 | | 146,000 | |
| 令和9年2月 | | 130,000 | |
| 令和9年3月 | | 133,000 | |
| 合 計 | | | |

- ・必要な場合は、契約プランの内容に応じて項目を追加等すること。

【E】国立水俣病総合研究センターで使用する電気の調達に係る総価 (①+②+③)

¥

内訳書

〔需要場所〕 【F】水俣病情報センターで使用する電気の調達

| 年 月 | ①基本料金 | | |
|-------------------|-----------------|-------------------|-----------------------|
| | 単価(a) (円/kW) | 予定契約電力(b) (kW) | 金額 (a) × (b) × 12月 |
| 令和8年4月 ～令和9年3月 | | 124 | |

| 年 月 | ②電力量料金 | | |
|---------|------------------|---------------------|-----------------|
| | 単価(a) (円/kWh) | 予定使用電力量(b) (kWh) | 金額 (a) × (b) |
| 令和8年4月 | | 12,000 | |
| 令和8年5月 | | 16,000 | |
| 令和8年6月 | | 23,000 | |
| 令和8年7月 | | 31,000 | |
| 令和8年8月 | | 32,000 | |
| 令和8年9月 | | 30,000 | |
| 令和8年10月 | | 20,000 | |
| 令和8年11月 | | 13,000 | |
| 令和8年12月 | | 15,000 | |
| 令和9年1月 | | 16,000 | |
| 令和9年2月 | | 14,000 | |
| 令和9年3月 | | 13,000 | |

| 年 月 | ③燃料費等調整額 | | |
|---------|------------------|---------------------|-----------------|
| | 単価(a) (円/kWh) | 予定使用電力量(b) (kWh) | 金額 (a) × (b) |
| 令和8年4月 | | 12,000 | |
| 令和8年5月 | | 16,000 | |
| 令和8年6月 | | 23,000 | |
| 令和8年7月 | | 31,000 | |
| 令和8年8月 | | 32,000 | |
| 令和8年9月 | | 30,000 | |
| 令和8年10月 | | 20,000 | |

| | | | |
|---------|--|--------|--|
| 令和8年11月 | | 13,000 | |
| 令和8年12月 | | 15,000 | |
| 令和9年1月 | | 16,000 | |
| 令和9年2月 | | 14,000 | |
| 令和9年3月 | | 13,000 | |
| 合 計 | | | |

・必要な場合は、契約プランの内容に応じて項目を追加等すること。

【F】水俣病情報センターで使用する電気の調達に係る総価（①+②+③）

¥

内 訳 書

〔需要場所〕 【G】新宿御苑で使用する電気の調達

(1) No. 1系統

| 年 月 | ①基本料金 | | |
|-------------------|-----------------|-------------------|-----------------------|
| | 単価(a) (円/kW) | 予定契約電力(b) (kW) | 金額 (a) × (b) × 12月 |
| 令和8年4月 ～令和9年3月 | | 307 | |

| 年 月 | ②電力量料金 | | |
|---------|------------------|---------------------|-----------------|
| | 単価(a) (円/kWh) | 予定使用電力量(b) (kWh) | 金額 (a) × (b) |
| 令和8年4月 | | 64,000 | |
| 令和8年5月 | | 57,000 | |
| 令和8年6月 | | 66,000 | |
| 令和8年7月 | | 94,000 | |
| 令和8年8月 | | 101,000 | |
| 令和8年9月 | | 81,000 | |
| 令和8年10月 | | 58,000 | |
| 令和8年11月 | | 67,000 | |
| 令和8年12月 | | 76,000 | |
| 令和9年1月 | | 80,000 | |
| 令和9年2月 | | 77,000 | |
| 令和9年3月 | | 80,000 | |

| 年 月 | ③燃料費等調整額 | | |
|--------|------------------|---------------------|-----------------|
| | 単価(a) (円/kWh) | 予定使用電力量(b) (kWh) | 金額 (a) × (b) |
| 令和8年4月 | | 64,000 | |
| 令和8年5月 | | 57,000 | |
| 令和8年6月 | | 66,000 | |
| 令和8年7月 | | 94,000 | |
| 令和8年8月 | | 101,000 | |

| | | | |
|---------|-----|--------|--|
| 令和8年9月 | | 81,000 | |
| 令和8年10月 | | 58,000 | |
| 令和8年11月 | | 67,000 | |
| 令和8年12月 | | 76,000 | |
| 令和9年1月 | | 80,000 | |
| 令和9年2月 | | 77,000 | |
| 令和9年3月 | | 80,000 | |
| | 合 計 | | |

(2) No. 2系統

| 年 月 | ①基本料金 | | |
|-------------------|-----------------|-------------------|-----------------------|
| | 単価(a) (円/kW) | 予定契約電力(b) (kW) | 金額 (a) × (b) × 12月 |
| 令和8年4月 ～令和9年3月 | | 59 | |

| 年 月 | ②電力量料金 | | |
|---------|------------------|---------------------|-----------------|
| | 単価(a) (円/kWh) | 予定使用電力量(b) (kWh) | 金額 (a) × (b) |
| 令和8年4月 | | 8,000 | |
| 令和8年5月 | | 8,000 | |
| 令和8年6月 | | 10,000 | |
| 令和8年7月 | | 13,000 | |
| 令和8年8月 | | 12,000 | |
| 令和8年9月 | | 10,000 | |
| 令和8年10月 | | 8,000 | |
| 令和8年11月 | | 9,000 | |
| 令和8年12月 | | 9,000 | |
| 令和9年1月 | | 10,000 | |
| 令和9年2月 | | 10,000 | |
| 令和9年3月 | | 10,000 | |

| 年 月 | ③燃料費等調整額 | | |
|--------|------------------|---------------------|-----------------|
| | 単価(a) (円/kWh) | 予定使用電力量(b) (kWh) | 金額 (a) × (b) |
| 令和8年4月 | | 8,000 | |

| | | | |
|---------|--|--------|--|
| 令和8年5月 | | 8,000 | |
| 令和8年6月 | | 10,000 | |
| 令和8年7月 | | 13,000 | |
| 令和8年8月 | | 12,000 | |
| 令和8年9月 | | 10,000 | |
| 令和8年10月 | | 8,000 | |
| 令和8年11月 | | 9,000 | |
| 令和8年12月 | | 9,000 | |
| 令和9年1月 | | 10,000 | |
| 令和9年2月 | | 10,000 | |
| 令和9年3月 | | 10,000 | |
| 合 計 | | | |

・必要な場合は、契約プランの内容に応じて項目を追加等すること。

【G】新宿御苑で使用する電気の調達に係る総価 ((1)～(2)の①+②+③の総計)

¥

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名：令和8年度環境省国民公園等で使用する電気の調達
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由
(記入例) 電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者等連絡先
部 署 名：
担当者名：
T E L：
E- m a i l :

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

住 所
(委任者) 会 社 名
代表者 氏名

代理人住所
(受任者) 所属(役職名)
氏 名

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

1 令和8年度環境省国民公園等で使用する電気の調達の入札
に関する一切の件

2 1の事項に係る復代理人を選任すること。

担当者等連絡先
部署名：
責任者名：
担当者名：
T E L：
E-mail：

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

代理人住所
(委任者) 所属(役職名)
氏 名

復代理人住所
(受任者) 所属(役職名)
氏 名

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和8年度環境省国民公園等で使用する電気の調達の入札
に関する一切の件

担当者等連絡先

部署名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E-mail :

入札辞退届

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

令和 8 年度環境省国民公園等で使用する電気の調達
に係る入札を辞退します。

担当者等連絡先
部 署 名：
責任者名：
担当者名：
T E L：
E-mail：

質問書

| | | |
|--------|-------------------------|-----|
| 業務名 | 令和8年度環境省国民公園等で使用する電気の調達 | |
| 会社名 | | |
| 住所 | | |
| 担当者 | 部署名： | 氏名： |
| 担当者連絡先 | TEL： | |
| | E-mail： | |
| 質問事項 | | |

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 国立水俣病総合研究センター総務課長 寺井 仁史（以下「甲」という。）、分任支出負担行為担当官 自然環境局皇居外苑管理事務所長 杉山 徹（以下「乙」という。）、支出負担行為担当官 環境調査研修所庶務課長 星野 哲也（以下「丙」という。）、分任支出負担行為担当官 自然環境局生物多様性センター長 常富 豊（以下「丁」という。）、分任支出負担行為担当官 自然環境局京都御苑管理事務所長 小口 陽介（以下「戊」という。）、分任支出負担行為担当官 自然環境局新宿御苑管理事務所長 野村 環（以下「己」という。）は、

（以下「庚」という。）と、

「令和8年度環境省国民公園等で使用する電気の調達」について下記条項により契約を締結する。

記

（信義誠実の原則）

第1条 甲乙丙丁戊己（甲乙丙丁戊己の6者を以下、「甲等」という。）及び庚は、信義に従って誠実に本契約の各条項を履行するものとする。

（契約の目的）

第2条 庚は、別添の仕様書に基づき、甲等で使用する電力の需要に応じて供給し、甲等は、庚にその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第3条 契約金額は別紙1と別紙2の算定緒言により算出する燃料費等調整額との合計とする。

2 庚の発電費用等の変動により契約金額を改定する必要が生じたときは、甲等及び庚協議の上契約金額を改定することができる。

（需要場所及び期間）

第4条 庚が電気を供給する場所及び期間は、次のとおりとする。

場 所 仕様書に記載する場所とする。

期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日

（契約保証金）

第5条 甲等は、この契約の保証金を免除するものとする。

（使用電力量の増減）

第6条 甲等の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

（契約電力）

第7条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、最大需要電力が500kW以上となる場合は、甲等及び庚協議の上、契約電力を決定するものとする。

(計量及び検査)

第8条 庚は、原則として毎月末日の24時（以下「計量日」という。）に使用電力量を算定し、甲等がそれぞれ指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定)

第9条 料金の算定は1月ごとに、その使用電力量等により行う。

(料金の請求及び支払)

第10条 庚は、第8条に定めた検査終了後、第3条の規定に基づき支払請求書を作成（円未満の端数切り捨て）し、対価の支払いを甲等にそれぞれ請求するものとする。

2 甲等は、前項の規定により適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に庚に対価を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第11条 甲等は、第10条の約定期間に内に契約金額を庚に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として庚に支払わなければならない。ただし、約定期間に内に支払わないことが、天災地変等甲等の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定期間には算入しないものとする。

(事情変更)

第12条 甲等及び庚は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、甲等及び庚協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲等及び庚協議の上書面により定めるものとする。

(燃料費等調整額)

第13条 各月の燃料費等調整額は、別紙2の算定緒言により算出するものとし、基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。契約期間中に燃料費等調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。なお、燃料費等調整額には当該地域を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。

(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金)

第14条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

(契約の解除)

- 第15条 甲等は、庚が次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと明らかに認められるとき。
 - 二 正当な事由により解約を申し出たとき。
 - 三 本契約の履行に関し、庚又はその従業員、使用人等に不正な行為があったとき。
 - 四 前各号に定めるもののほか、本契約条項に違反し、又は、本契約の目的を達することができないと明らかに認められるとき。
- 2 甲等は、庚が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 甲等は、庚が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為

（違約金等）

- 第16条 天災その他不可抗力の原因又は第15条第1項第2号の規定によらないで庚の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、庚は、当該日から契約期間満了までに係る予定使用電力量に第3条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額と契約電力に契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額の合計額の100分の10に相当する金額を甲等に支払わなければならない。
- 2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、庚は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲等の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 庚について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 庚について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 庚について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 庚が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、庚は、甲等の請求に基づき、契約

金額の100分の10に相当する額を違約金として甲等の指定する期間内に支払わなければならぬ。

- 一 この契約に関し、庚が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は庚が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が庚に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「庚等」という。）に対して行われたときは、庚等に対する命令で確定したものをいい、庚等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、庚等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が庚に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、庚（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 4 庚が前二項の違約金を甲等の指定する期間内に支払わないときは、庚は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲等に支払わなければならぬ。
- 5 第1項、第2項及び第3項の規定は、甲等に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲等がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

（損害賠償）

第17条 甲等は、第15の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより庚に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

（表明確認）

第18条 庚は、第15条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 庚は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

（不当介入に関する通報・報告）

第19条 庚は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲等に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力

を行うものとする。

(担保責任)

第20条 甲等は、引渡しを受けた後1年以内に契約の内容に適合しないものであることを見たときは、契約不適合である旨を庚に通知し、修補又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができるものとする。

(秘密の保全)

第21条 庚は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。

(債権譲渡の禁止)

第22条 庚は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲等の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲等の対価の支払による弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第23条 この契約条項又はこの契約に定めのない事項について、紛争又は疑義が生じたときは、甲等庚協議の上、解決するものとする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、甲等及び庚それぞれ記名捺印の上、甲及び庚が各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

| | | |
|---|----|--|
| 甲 | 住所 | 東京都千代田区霞が関1-2-2 |
| | 氏名 | 支出負担行為担当官 国立水俣病総合研究センター総務課長 寺井 仁史 印 |
| 乙 | 住所 | 東京都千代田区皇居外苑1-1 |
| | 氏名 | 分任支出負担行為担当官 自然環境局皇居外苑管理事務所長 杉山 徹 印 |
| 丙 | 住所 | 埼玉県所沢市並木3-3 |
| | 氏名 | 支出負担行為担当官 |

環境調査研修所庶務課長 星野 哲也 印

丁 住所 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾 5597-1
氏名 分任支出負担行為担当官
自然環境局生物多様性センター長 常富 豊 印

戊 住所 京都府京都市上京区京都御苑 3
氏名 分任支出負担行為担当官
自然環境局京都御苑管理事務所長 小口 陽介 印

己 住所 東京都新宿区内藤町 11 番地
氏名 分任支出負担行為担当官
自然環境局新宿御苑管理事務所長 野村 環 印

庚 住所
氏名 印

【A】 皇居外苑

① 楠公

(基本料金)

| | 基本料金単価 (1kWにつき) | 消費税及び 地方消費税額 | 合 計 |
|------|--------------------|-----------------|-----|
| 契約電力 | 円 | 円 | 円 |

(電力量料金)

| | 従量料金単価 (1kWhにつき) | 消費税及び 地方消費税額 | 合 計 |
|------------|---------------------|-----------------|-----|
| 夏季月(7月～9月) | 円 | 円 | 円 |
| その他季月 | 円 | 円 | 円 |

② 和田倉

(基本料金)

| | 基本料金単価 (1kWにつき) | 消費税及び 地方消費税額 | 合 計 |
|------|--------------------|-----------------|-----|
| 契約電力 | 円 | 円 | 円 |

(電力量料金)

| | 従量料金単価 (1kWhにつき) | 消費税及び 地方消費税額 | 合 計 |
|------------|---------------------|-----------------|-----|
| 夏季月(7月～9月) | 円 | 円 | 円 |
| その他季月 | 円 | 円 | 円 |

③ 北の丸

(基本料金)

| | 基本料金単価 (1kWにつき) | 消費税及び 地方消費税額 | 合 計 |
|------|--------------------|-----------------|-----|
| 契約電力 | 円 | 円 | 円 |

(電力量料金)

| | 従量料金単価 (1kWhにつき) | 消費税及び 地方消費税額 | 合 計 |
|------------|---------------------|-----------------|-----|
| 夏季月(7月～9月) | 円 | 円 | 円 |
| その他季月 | 円 | 円 | 円 |

④皇居前（御親臨台）

（基本料金）

| | 基本料金単価 (1kWにつき) | 消費税及び 地方消費税額 | 合計 |
|------|--------------------|-----------------|----|
| 契約電力 | 円 | 円 | 円 |

（電力量料金）

| | 従量料金単価 (1kWhにつき) | 消費税及び 地方消費税額 | 合計 |
|------------|---------------------|-----------------|----|
| 夏季月（7月～9月） | 円 | 円 | 円 |
| その他季月 | 円 | 円 | 円 |

⑤桜田濠分水設備

（基本料金）

| | 基本料金単価 (1kWにつき) | 消費税及び 地方消費税額 | 合計 |
|------|--------------------|-----------------|----|
| 契約電力 | 円 | 円 | 円 |

（電力量料金）

| | 従量料金単価 (1kWhにつき) | 消費税及び 地方消費税額 | 合計 |
|------------|---------------------|-----------------|----|
| 夏季月（7月～9月） | 円 | 円 | 円 |
| その他季月 | 円 | 円 | 円 |

【B】環境調査研修所

（基本料金）

| | 基本料金単価 (1kWにつき) | 消費税及び 地方消費税額 | 合計 |
|------|--------------------|-----------------|----|
| 契約電力 | 円 | 円 | 円 |

（電力量料金）

| | 従量料金単価 (1kWhにつき) | 消費税及び 地方消費税額 | 合計 |
|------------|---------------------|-----------------|----|
| 夏季月（7月～9月） | 円 | 円 | 円 |
| その他季月 | 円 | 円 | 円 |

【C】生物多様性センター

(基本料金)

| | 基本料金単価 (1kW につき) | 消費税及び 地方消費税額 | 合 計 |
|------|---------------------|-----------------|-----|
| 契約電力 | 円 | 円 | 円 |

(電力量料金)

| | 従量料金単価 (1kWh につき) | 消費税及び 地方消費税額 | 合 計 |
|------------|----------------------|-----------------|-----|
| 夏季月(7月～9月) | 円 | 円 | 円 |
| その他季月 | 円 | 円 | 円 |

【D】京都御苑

(基本料金)

| | 基本料金単価 (1kW につき) | 消費税及び 地方消費税額 | 合 計 |
|------|---------------------|-----------------|-----|
| 契約電力 | 円 | 円 | 円 |

(電力量料金)

| | 従量料金単価 (1kWh につき) | 消費税及び 地方消費税額 | 合 計 |
|------------|----------------------|-----------------|-----|
| 夏季月(7月～9月) | 円 | 円 | 円 |
| その他季月 | 円 | 円 | 円 |

【E】国立水俣病総合研究センター

(基本料金)

| | 基本料金単価 (1kW につき) | 消費税及び 地方消費税額 | 合 計 |
|------|---------------------|-----------------|-----|
| 契約電力 | 円 | 円 | 円 |

(電力量料金)

| | 従量料金単価 (1kWh につき) | 消費税及び 地方消費税額 | 合 計 |
|------------|----------------------|-----------------|-----|
| 夏季月(7月～9月) | 円 | 円 | 円 |
| その他季月 | 円 | 円 | 円 |

【F】水俣情報センター

(基本料金)

| | 基本料金単価 (1kW につき) | 消費税及び 地方消費税額 | 合 計 |
|------|---------------------|-----------------|-----|
| 契約電力 | 円 | 円 | 円 |

(電力量料金)

| | 従量料金単価 (1kWh につき) | 消費税及び 地方消費税額 | 合 計 |
|------------|----------------------|-----------------|-----|
| 夏季月(7月～9月) | 円 | 円 | 円 |
| その他季月 | 円 | 円 | 円 |

【G】新宿御苑

(基本料金)

| | 基本料金単価 (1kW につき) | 消費税及び 地方消費税額 | 合 計 |
|------|---------------------|-----------------|-----|
| 契約電力 | 円 | 円 | 円 |

(電力量料金)

| | 従量料金単価 (1kWh につき) | 消費税及び 地方消費税額 | 合 計 |
|------------|----------------------|-----------------|-----|
| 夏季月(7月～9月) | 円 | 円 | 円 |
| その他季月 | 円 | 円 | 円 |

(契約事業者から提出された燃料費等調整額を算出するための算定緒言を添付する。)

仕 様 書

1. 概 要

- (1) 件名 令和8年度環境省国民公園等で使用する電気の調達
(2) 業種及び用途 官公署（公園、事務所及び文教研修施設）
(3) 需要場所

【A】 皇居外苑

東京都千代田区皇居外苑 1-1 他

（受電設備：①楠公、②和田倉、③北の丸、④皇居前（御親臨台）、
⑤桜田濠分水設備）

【B】 環境調査研修所

埼玉県所沢市並木 3-3

（受電設備：第2特殊実習棟裏手及び実習棟地下）

【C】 生物多様性センター

山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾 5597-1

（受電設備：1階電気室内）

【D】 京都御苑

京都府京都市上京区京都御苑 3 京都御苑

（受電設備：屋外）

【E】 国立水俣病総合研究センター

熊本県水俣市浜 4058-18

（受電設備：本館地下第1変電室、本館地下第2変電室、国際研究協力棟第3変電室、共同研究実習棟第4変電室、中大動物棟東側屋外第5変電設備）

【F】 水俣病情報センター

熊本県水俣市明神町 55-10

（受電設備：地下変電室）

【G】 新宿御苑

東京都新宿区内藤町 11 番地

（受電設備：屋外（①管理事務所付近、②インフォメーションセンター付近））

2. 仕 様

供給先各官署に対する供給電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が100%を満たすこと。また、その環境価値について、環境省（以下、「甲」という）に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

*参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2025-04/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%2815%20April%202025%29.pdf>

【A】 皇居外苑

(1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数及び電気方式

① 供給電気方式 : 交流3相3線式

- ② 供給電圧（標準電圧） : 6,600V
- ③ 計量電圧（標準電圧） : 6,600V
- ④ 標準周波数 : 50Hz
- ⑤ 電気方式 : 5回線受電（各1回線受電）
- ⑥ 蓄熱式付加設備 : ①楠公、②和田倉に設備有り

(2) 契約電力及び予定使用電力量

- ① 契約電力 : ①楠公 380、②和田倉 125、③北の丸 54、④皇居前（御親臨台） 22、
⑤桜田濠分水設備 43 キロワット
- ② 予定使用電力量 : ①楠公 1,347,000、②和田倉 425,000、③北の丸 198,000、
④皇居前（御親臨台） 68,000、
⑤桜田濠分水設備 170,000 キロワット時
(月別の予定使用電力量は別添のとおり。)

(3) 使用期間

自 令和8年4月1日0時 至 令和9年3月31日24時

(4) 電力量等の検針

- ① 電力会社の検針方法 : 自動検針
- ② 電力量計構成 : 電力需給用複合計器（普通級）

(5) 需給地点

皇居外苑構内の東京電力パワーグリッド株式会社のキャビネット内UGS1次側接続点。

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(8) 太陽電池発電所の所在

現在、東京電力パワーグリッド株式会社が維持運営している高圧電線路、または電力電線路に以下の発電設備を系統連係し、庁舎内で使用していることに留意する。

- ① 電気方式 : 交流3相3線式
- ② 周波数 : 50Hz
- ③ 電圧 : 3Φ200V
- ④ 太陽電池定格出力 : 楠公休憩所及び浄化施設太陽電池発電設備 140kW、
和田倉休憩所太陽電池発電設備 53.5kW

【B】環境調査研修所

(1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数及び電気方式

- ① 供給電気方式 : 交流3相3線式
- ② 供給電圧（標準電圧） : 6,000V
- ③ 計量電圧（標準電圧） : 6,000V
- ④ 標準周波数 : 50Hz
- ⑤ 電気方式 : 1回線受電方式

(2) 契約電力及び予定使用電力量

- ① 契約電力 : 180 キロワット
- ② 予定使用電力量 : 567,000 キロワット時（月別の予定使用電力量は別添のとおり。）

(3) 使用期間

自 令和8年4月1日0時 至 令和9年3月31日24時

(4) 電力量等の検針

- ① 電力会社の検針方法 : 訪問検針

② 電力量計構成 : 電力需給用複合計器（普通級）

(5) 需給地点

東京電力パワーグリッド株式会社の供給用配電箱における東京電力パワーグリッド株式会社の母線と環境調査研修所の地絡遮断装置（UGS）の電源側接続点

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

(8) 太陽電池発電所の所在

10 キロワットの太陽光発電設備を有している（系統への逆潮流なし）。

【C】生物多様性センター

(1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数及び電気方式

① 供給電気方式 : 交流3相3線式

② 供給電圧（標準電圧） : 6,000V

③ 計量電圧（標準電圧） : 6,000V

④ 標準周波数 : 50Hz

⑤ 電気方式 : 1回線受電

(2) 契約電力及び予定使用電力量

① 契約電力 : 183 キロワット

② 予定使用電力量 : 290,000 キロワット時（月別の予定使用電力量は別添のとおり。）

(3) 使用期間

自 令和8年4月1日0時 至 令和9年3月31日24時

(4) 電力量等の検針

① 電力会社の検針方法 : 遠隔自動検針

② 電力量計構成 : 電力需給用複合計器（サイクリック表示式：普通級）

(5) 需給地点

需給場所における生物多様性センターの施設した開閉器箱内の東京電力パワーグリッド株式会社の地中引込線と生物多様性センターの断路器電源側接続点

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

(8) 太陽電池発電所の所在

現在、東京電力パワーグリッド株式会社が維持運営している高圧電線路、または電力電線路に以下の発電設備を系統連係し、庁舎内で使用していることに留意する。

① 電気方式 : 交流3相3線式

② 周波数 : 50Hz

③ 電圧 : 6,000V

④ 太陽電池定格出力 : 32.4018kW

【D】京都御苑

(1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数及び電気方式

① 供給電気方式 : 交流3相3線式

② 供給電圧（標準電圧） : 6,000V

③ 計量電圧（標準電圧） : 6,000V

- ④ 標準周波数 : 60Hz
- ⑤ 電気方式 : 1回線受電方式
- (2) 契約電力及び予定使用電力量
 - ① 契約電力 : 154 キロワット
 - ② 予定使用電力量 : 478,000 キロワット時 (月別の予定使用電力量は別添のとおり。)
- (3) 使用期間
自 令和8年4月1日0時 至 令和9年3月31日24時
- (4) 電力量等の検針
 - ① 電力会社の検針方法 : 訪問検針又は遠隔自動検針
 - ② 電力量計構成 : 電力需給用複合計器 (普通級)
- (5) 需給地点
京都御苑構内の関西電力株式会社の開閉所内の二次側接続点
- (6) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ
- (7) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ

【E】国立水俣病総合研究センター

- (1) 供給電気方式、供給電圧 (標準電圧)、計量電圧 (標準電圧)、標準周波数及び電気方式
 - ① 供給電気方式 : 交流3相3線式
 - ② 供給電圧 (標準電圧) : 6,600V
 - ③ 計量電圧 (標準電圧) : 6,600V
 - ④ 標準周波数 : 60Hz
 - ⑤ 電気方式 : 1回線受電方式
 - ⑥ 蓄熱式付加設備 : 有り
- (2) 契約電力及び予定使用電力量
 - ① 契約電力 : 371 キロワット
 - ② 予定使用電力量 : 1,565,000 キロワット時 (月別の予定使用電力量は別添のとおり。)
- (3) 使用期間
自 令和8年4月1日0時 至 令和9年3月31日24時
- (4) 電力量等の検針
 - ① 電力会社の検針方法 : 自動検針
 - ② 電力量計構成 : 電力需給用複合計器 (精密級)
- (5) 需給地点
国立水俣病総合研究センターの構内1号柱に施設する区分開閉器の電源側接続点
- (6) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ
- (7) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ
- (8) 太陽電池発電所の所在
現在、電力電線路に以下の発電設備を系統連係し、庁舎内で使用していることに留意する。
 - ① 電気方式 : 太陽光発電
 - ② 周波数 : 60Hz
 - ③ 電圧 : 100V
 - ④ 太陽電池定格出力 : 10kW 1台

【F】水俣病情報センター

(1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数及び電気方式

- ① 供給電気方式 : 交流 3 相 3 線式
- ② 供給電圧（標準電圧） : 6,600V
- ③ 計量電圧（標準電圧） : 6,600V
- ④ 標準周波数 : 60Hz
- ⑤ 電気方式 : 1 回線受電方式
- ⑥ 蓄熱式付加設備 : 有り

(2) 契約電力及び予定使用電力量

- ① 契約電力 : 124 キロワット
- ② 予定使用電力量 : 235,000 キロワット時（月別の予定使用電力量は別添のとおり。）

(3) 使用期間

自 令和 8 年 4 月 1 日 0 時 至 令和 9 年 3 月 31 日 24 時

(4) 電力量等の検針

- ① 電力会社の検針方法 : 遠隔自動検針
- ② 電力量計構成 : 電力需給用複合計器（普通級）

(5) 需給地点

電力供給事業者が新設又は既設している柱状開閉器の負荷側接続点

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

(8) 太陽電池発電所の所在

現在、電力電線路に以下の発電設備を系統連係し、庁舎内で使用していることに留意する。

- ① 電気方式 : 太陽光発電
- ② 周波数 : 60Hz
- ③ 電圧 : AC200V
- ④ 太陽電池定格出力 : 16.24kW

【G】新宿御苑

(1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数及び電気方式

- ① 供給電気方式 : 交流 3 相 3 線式
- ② 供給電圧（標準電圧） : 6,600V
- ③ 計量電圧（標準電圧） : 6,600V
- ④ 標準周波数 : 50Hz
- ⑤ 電気方式 : 1 回線受電方式
- ⑥ 蓄熱式付加設備 : 有

(2) 契約電力及び予定使用電力量

- ① 契約電力 : No. 1 系統（高圧）307 キロワット、No. 2 系統（高圧）59 キロワット
- ② 予定使用電力量 : No. 1 901,000 キロワット時、No. 2 117,000 キロワット時
(月別の予定使用電力量は別添のとおり。)

(3) 使用期間

自 令和 8 年 4 月 1 日 0 時 至 令和 9 年 3 月 31 日 24 時

(4) 電力量等の検針

- ① 電力会社の検針方法 : 訪問検針又は遠隔検針（自動検針装置あり）
- ② 電力量計構成 : 電力需給用複合計器（普通級）

(5) 需給地点

新宿御苑構内に設置されている東京電力パワーグリッド株式会社の開閉所内の電源側接続点。

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

(8) 太陽電池発電所の所在

現在、電力電線路に以下の発電設備を系統連係し、庁舎内で使用していることに留意する

- | | | |
|------------|---|-----------|
| ① 電気方式 | : | 太陽光発電 |
| ② 周波数 | : | 50Hz |
| ③ 電圧 | : | 202V |
| ④ 太陽電池定格出力 | : | 111.856kW |

3. その他（各庁舎共通）

(1) 予定力率は、自動力率調整装置を設置し、契約期間中100パーセントを保持する予定。

(2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

(3) 各官署にかかる非常用自家発電設備の設置状況は以下のとおり。

【A】皇居外苑 : 非常用自家発電設備（楠公 20kW・200V 1台、和田倉 60kW・200V 1台）を有している。

【B】環境調査研修所 : 非常用自家発電設備（130KVA、70KVA、50KVAの各1台）を有している。

【C】生物多様性センター : 非常用自家発電設備（900KVA 1台）を有している。

【D】京都御苑 : 非常用自家発電設備（25KVA 1台、20KVA 2台）を有している。

【E】国立水俣病総合研究センター : 非常用自家発電設備（250KVA 1台）を有している。

【F】水俣病情報センター : 非常用自家発電設備（50KVA 1台）を有している。

【G】新宿御苑 : 非常用自家発電設備（27kW 1台）を有している。

(4) 電気料金の算定は、次に掲げる方法により行うものとする。

① 電気料金の計算は、次の①—1、①—2、①—3 及び①—4 を合計して得た金額とする。

①—1 基本料金

施設ごとに月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに施設ごとの契約容量に応じて算定するものとする。

①—2 電力量料金

施設ごとに月ごとに電力量料金単価を定め、月ごとに施設ごとの使用電力量の実績に応じて算定するものとする。

①—3 燃料費等調整額

各月の燃料費等調整額は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算定緒言に準じる、もしくは受注者が独自に定める公開された算定諸元により算出するものとし、いずれの場合も基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。契約期間中に燃料費等調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。なお、燃料費等調整額には当該地域を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。

①—4 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

② 単価の単位

単価の単位は1円とし、その端数は小数点以下第三位で四捨五入することとする。

③ 消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

(5) ①請求書の分割及び通知

電力供給者（以下、「乙」という）は契約書に基づき作成する官署毎の請求総額等を別紙1及び別紙2又はこれに準じて作成し、下記の官署へ通知する。

通知を受けた各官署は、官署における電気使用料分担者（以下、分担者という。）毎に請求総額を分割し乙へ通知（分担者が1者の場合は通知を省略可。）するものとし、乙は、当該通知に基づき、分担者毎に請求書を作成し、速やかに分担者（別紙3）に送付するものとする。

なお、最終月分に係る請求書の送付については、③再生可能エネルギー電気の確認資料のうち、別紙4の提出後に行うこと。

請求総額等通知先及び分担者数

【A】 皇居外苑

通知先：皇居外苑管理事務所（住所は需要場所に同じ）

分担者数：9

【B】 環境調査研修所

通知先：環境調査研修所（住所は需要場所に同じ）

分担者数：3

【C】 生物多様性センター

通知先：生物多様性センター（住所は需要場所に同じ）

分担者数：1

【D】 京都御苑

通知先：京都御苑管理事務所（住所は需要場所に同じ）

分担者数：4

【E】 国立水俣病総合研究センター

通知先：官署支出官 国立水俣病総合研究センターワン次長（住所は需要場所に同じ）

分担者数：1

【F】 水俣病情報センター

通知先：官署支出官 国立水俣病総合研究センターワン次長（【E】に同封とする）

分担者数：1

【G】 新宿御苑

通知先：新宿御苑管理事務所（住所は需要場所に同じ）

分担数：4

②遅延利息の取扱い

甲は、各官署に対し、分担者が請求書を受理した日から30日以内に乙の指定口座に分割された請求額が振り込まれるよう指示徹底するものとする。それにも関わらず請求額の支払いに遅延が生じた場合は、遅延した官署の支払金額相当部分について、分担者が遅延利息を乙に支払うものとする。

③再生可能エネルギー電気の確認資料

乙は、契約年度における電力供給が終了後、原則翌月10日までに、供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、別紙4を甲に送付すること。但し翌月10日までの送付が難しい場合は、甲乙協議により定めた期間内に提出すること。また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを別紙4提出後、甲乙協議により定めた期間内に提出すること。なお、提出された証書の写しに記載されている情報が2. 仕様を満たしていない場合、乙は、2. 仕様を満たす証書を追加で購入し、その証書の

写しを甲に提出する等により補修すること。

- (6) 電気を供給する場合に必要な情報伝達装置の設置等にかかる経費については、乙の負担とする。
- (7) この仕様書に定めのない供給条件については、当該地域を管轄する管内の一般送配電事業者が定める電気供給条件等をもとに協議するものとする。
- (8) その他この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

電気使用量について(年 月分)

| | |
|-------|----|
| 契約電力量 | kw |
|-------|----|

| | |
|------|-----------|
| 使用期間 | 月 日 ~ 月 日 |
|------|-----------|

| 計器 | 前日 | 最大 | 有効 | 無効 |
|----------|-----|----|-----|-------|
| 当月(外)指示数 | | | | |
| 前月(付)指示数 | | | | |
| 差引 | | | | |
| 乗率 | | | | |
| 修正率 | | | | |
| 使用量 | kwh | kw | kwh | kvarh |

| | |
|---------|---|
| 燃料費調整単価 | 円 |
|---------|---|

| | |
|------|---|
| 月間力率 | % |
|------|---|

電気料金計算書(年 月分)

○使用実績

| 使用期間 | 月 日 | ～ | 月 日 |
|-------|-----|-----|-----|
| 契約電力量 | | kw | |
| 使用電力量 | | kwh | |
| 最大電力 | | kw | |
| 力率 | | % | |

○電気料金

| | 単価 | | 料金適用電力 | 力率修正 | 料金 |
|---------|----|---|--------|----------|----|
| 基本料金 | 円 | × | kw | ×(%—力率) | 円 |
| 電力量料金 | 円 | × | kwh | | 円 |
| 燃料費調整額 | 円 | × | kwh | | 円 |
| 小計 | | | | | 円 |
| 消費税等相当額 | | | | | 円 |
| 請求金額 | | | | | 円 |

| | |
|------|-------|
| 払込期限 | 年 月 日 |
|------|-------|

電気使用量分担者(請求書送付先)

【皇居外苑】

○分担者1

| | |
|--------|------------------------------|
| 請求書の宛名 | 官署支出官 環境省大臣官房会計課長 |
| 請求書送付先 | 環境省皇居外苑管理事務所(東京都千代田区皇居外苑1-1) |

○分担者2

| | |
|--------|----------------|
| 請求書の宛名 | 国民公園協会 |
| 請求書送付先 | 東京都千代田区皇居外苑1-1 |

○分担者3

| | |
|--------|--|
| 請求書の宛名 | NTT東日本南関東東京事業部パートナービジネス部販売支援部門公衆電話サービスセンタ経理G |
| 請求書送付先 | 東京都渋谷区渋谷2-12-3 NTT東渋谷ビル5F |

○分担者4

| | |
|--------|--|
| 請求書の宛名 | スターバックスコーヒージャパン株式会社 営業企画本部 店舗総務チーム 請求書担当 |
| 請求書送付先 | 東京都品川区上大崎2-25-2 新目黒東急ビル |

○分担者5

| | |
|--------|-----------------|
| 請求書の宛名 | 警視庁丸の内警察署会計課 |
| 請求書送付先 | 東京都千代田区有楽町1-9-2 |

○分担者6

| | |
|--------|---------------------|
| 請求書の宛名 | 国立医療薬品食品衛生研究所 |
| 請求書送付先 | 神奈川県川崎市川崎区殿町3-25-26 |

○分担者7

| | |
|--------|------------------|
| 請求書の宛名 | 気象庁東京管区気象台総務部会計課 |
| 請求書送付先 | 東京都清瀬市中清戸3-235 |

○分担者8

| | |
|--------|-----------------|
| 請求書の宛名 | 千代田区災害対策・危機管理課 |
| 請求書送付先 | 東京都千代田区九段南1-2-1 |

○分担者9

| | |
|--------|--------------------------------------|
| 請求書の宛名 | 公園管理及び設備管理業務の受託者(皇居外苑管理事務所から別途指示する。) |
| 請求書送付先 | |

※年度途中の増減可能性あり。

【環境調査研修所】

○分担者1

| | |
|--------|-------------------------|
| 請求書の宛名 | 官署支出官 環境調査研修所次長 |
| 請求書送付先 | 環境調査研修所庶務課(埼玉県所沢市並木3-3) |

○分担者2

| | |
|--------|-------------------------------------|
| 請求書の宛名 | 環境調査研修所食堂経営業務の受託者(環境調査研修所より別途指示する。) |
| 請求書送付先 | |

○分担者3

| | |
|--------|------------------------------------|
| 請求書の宛名 | 清涼飲料水等自動販売機の設置業者(環境調査研修所より別途指示する。) |
| 請求書送付先 | |

【生物多様性センター】

○分担者1

| | |
|--------|------------------------------------|
| 請求書の宛名 | 官署支出官 環境省大臣官房会計課長 |
| 請求書送付先 | 環境省生物多様性センター(山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1) |

【京都御苑】

○分担者1

| | |
|--------|------------------------------|
| 請求書の宛名 | 官署支出官 環境省大臣官房会計課長 |
| 請求書送付先 | 環境省京都御苑管理事務所(京都府京都市上京区京都御苑3) |

○分担者2

| | |
|--------|----------------------|
| 請求書の宛名 | 一般財団法人国民公園協会 京都御苑支部長 |
| 請求書送付先 | 京都府京都市上京区京都御苑3 |

○分担者3

| | |
|--------|-----------------|
| 請求書の宛名 | 内閣府迎賓館京都事務所長 |
| 請求書送付先 | 京都府京都市上京区京都御苑23 |

○分担者4

| | |
|--------|------------------------------|
| 請求書の宛名 | 請負業務の受託者(京都御苑管理事務所より別途指示する。) |
| 請求書送付先 | |

※年度途中の増減可能性あり。

【国立水俣病総合研究センター】

○分担者1

| | |
|--------|-------------------------------|
| 請求書の宛名 | 官署支出官 国立水俣病総合研究センター次長 |
| 請求書送付先 | 国立水俣病総合研究センター(熊本県水俣市浜4058-18) |

【水俣病情報センター】

○分担者1

| | |
|--------|-------------------------------|
| 請求書の宛名 | 官署支出官 国立水俣病総合研究センター次長 |
| 請求書送付先 | 国立水俣病総合研究センター(熊本県水俣市浜4058-18) |

【新宿御苑】

○分担者1

| | |
|--------|---|
| 請求書の宛名 | 官署支出官 環境省大臣官房会計課長 |
| 請求書送付先 | 〒160-0014 東京都新宿区内藤町11 環境省自然環境局新宿御苑管理事務所 庶務科 宛 |

○分担者2

| | |
|--------|--|
| 請求書の宛名 | 一般財団法人国民公園協会 |
| 請求書送付先 | 〒160-0014 東京都新宿区内藤町11 一般財団法人国民公園協会新宿御苑 宛 |

○分担者3

| | |
|--------|--|
| 請求書の宛名 | 柴田化学株式会社 |
| 請求書送付先 | 〒340-0005 埼玉県草加市中根1-1-62 柴田科学株式会社 修理サービスセンター 宛 |

○分担者4

| | |
|--------|--|
| 請求書の宛名 | スター バックス コーヒー ジャパン |
| 請求書送付先 | 〒141-0021 品川区上大崎二丁目25番2号 スター バックス コーヒー ジャパン 株式会社 営業企画本部 店舗総務チーム 請求書担当 宛 |

※上記の他、園内工事等での有償使用分について施工業者等へ分担請求する場合がある。

○年○月○日

特定電源割当証明書

●●●
○○ ○○ 様○○県○○市○○
株式会社○○○
代表取締役 ○○ ○○

以下の通り●●●に電力を供給したことをここに証する。

また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●に移転したことと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

| | |
|--------|----------|
| お客様番号 | ○○○○ |
| 需要施設名 | ○○○○ |
| 需要施設住所 | ○○県○○市○○ |
| 契約電力 | ○○○○kW |

2 供給期間

○年○月○日～○年○月○日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(環境価値の属性情報は別紙のとおり)

| 区分 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 (見込み) | 累積 (見込み) |
|----------------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|-------------|-------------|
| 再エネ由来電力量 (kWh)【A】 | | | | | | | | | | | | | |
| 供給電力量 (kWh)【B】 | | | | | | | | | | | | | |
| 再エネ比率 (%)【C】 | | | | | | | | | | | | | |

| |
|---------|
| 担当者等連絡先 |
| 部署名: |
| 責任者名: |
| 担当者名: |
| T E L: |
| F A X: |
| E-mail: |

【別添】環境価値の属性情報(見込みを含む)

(別添3)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

「令和8年度環境省国民公園等で使用する電気の調達」に係る入札に関する
競争参加資格確認書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、書類の提出に当たり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- ① 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを
証明する書類の写し
- ② 別紙に掲げる適合証明書（条件を満たすことを証明する書類を添付すること）
- ③ 仕様書に定めた再生可能エネルギー比率を示した再生可能エネルギー電源の割
当計画書（任意様式）

| |
|----------|
| 担当者等連絡先 |
| 部 署 名 : |
| 責任者名 : |
| 担当者名 : |
| T E L : |
| F A X : |
| E-mail : |

適合証明書

令和 年 月 日

住 所
会 社 名
代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

| 開示方法 | 番号 |
|------------|---------|
| ①ホームページ | ②パンフレット |
| ④その他（ ） | ③チラシ |

2 令和6年度の状況

| | 項目 | 自社の基準値 | 点数 |
|---|--|--------|----|
| ① | 1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh) | | |
| ② | 未利用エネルギー活用状況 | | |
| ③ | 再生可能エネルギー導入状況 | | |

| | 項目 | 取組の有無 | 点数 |
|---|---|-------|----|
| ④ | 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組 地域における再エネの創出・利用の取組 | | |

| | |
|----------|--|
| ①～④の合計点数 | |
|----------|--|

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（事業開始日から1年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定期（参入日から1年以内に限る）を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には、別添4により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法（又は事業開始日及び開示予定期）を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和6年度 1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和6年度の未利用エネルギー活用状況、③令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

| 要素 | 区分 | 配点 |
|--|------------------|----|
| ①令和6年度 1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO ₂ /kWh） | 0.000以上 0.375未満 | 70 |
| | 0.375以上 0.400未満 | 65 |
| | 0.400以上 0.425未満 | 60 |
| | 0.425以上 0.450未満 | 55 |
| | 0.450以上 0.475未満 | 50 |
| | 0.475以上 0.500未満 | 45 |
| | 0.500以上 0.520未満 | 40 |
| ②令和6年度の未利用エネルギー活用状況 | 0.675%以上 | 10 |
| | 0%超 0.675%未満 | 5 |
| | 活用していない | 0 |
| ③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況 | 15.00%以上 | 20 |
| | 8.00%以上 15.00%未満 | 15 |
| | 3.00%以上 8.00%未満 | 10 |
| | 0%超 3.00%未満 | 5 |
| | 活用していない | 0 |
| ④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組 | 取り組んでいる | 5 |
| | 取り組んでいない | 0 |

（注）各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2. 添付書類等

- ・ 入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

《「1. 条件」の表中の「区分」及び「配点」については、別途会計課から通知する配点例を参考とし、各地域の電力会社の状況や政府実行計画に基づく環境省実施計画に掲げる温室効果ガス削減目標等を踏まえ、作成すること。》

《二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況の3要素は、同じ年度の実績値を使うものとする。》

(表) 別添4の「各用語の定義」

| 用語 | 定義 |
|-------------------------|--|
| ①令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 | <p>「令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>令和6年度の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの）</p> <p>1. 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。</p> <p>2. 温対法に基づき令和6年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和6年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。</p> |
| ②令和6年度の未利用エネルギー活用状況 | <p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和6年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和6年度の供給電力量(需要端) (kWh) で除した数値</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和6年度の未利用エネルギーの活用状況(%)} = \frac{\text{令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和6年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする</p> |

| | |
|-----------------------|--|
| | <p>る。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した後に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①工場等の廃熱又は排圧 ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）（以下「再エネ特措法」という。）第二条第 3 項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。） ③高炉ガス又は副生ガス <p>3. 令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 令和 6 年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> |
| ③令和 6 年度の再生エネルギーの導入状況 | <p>化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、令和 6 年度の供給電力量に占める令和 6 年度の再生可能エネルギー電気の利用量の割合を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和 6 年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）を令和 6 年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値。</p> <p>（算定方式）</p> $\text{令和 6 年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{令和 6 年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)}}{\text{令和 6 年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1. 令和 6 年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）は、次の①から⑤の合計値とする。ただし、①から⑤は令和 6 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量（送電端（kWh）） ② グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギー |

| | |
|--|---|
| | <p>—CO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量 (kWh)</p> <p>③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh)</p> <p>④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非 FIT 非化石証書の量 (kWh)</p> <p>2. 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW 未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。</p> |
| ④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組 | <p>需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p> |

※ この表の定義は、適合証明書及び別添4にのみ適用する。